

山口県下関漁港地方卸売市場 経営維持管理計画



令和3年(2021年)3月策定

令和8年(2026年)3月改定

山口県

目 次

1	策定の趣旨	1
2	計画期間	1
3	事業の概要	1
	(1) 沿革	
	(2) 施設の概要	
	(3) 使用料形態	
	(4) 事業形態等	
4	現在の経営状況と今後の見通し	4
	(1) 市場を取り巻く環境	
	(2) 下関漁港卸売市場特別会計	
5	経営維持管理の基本方針	6
	(1) 生鮮水産物の安定供給等	
	(2) 施設の効率的かつ効果的な運用	
	(3) 持続可能な経営の確立	
6	収支計画	9
	(1) 収支計画	
	(2) 収支計画の改定に当たっての説明	
	(3) 収支計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	
7	公営企業として実施する必要性	11
8	経営維持管理計画の事後検証、更新等に関する事項	12

1 策定の趣旨

下関漁港は、本港地区及び南風泊地区からなり、水産業の振興上特に重要な漁港として特定第3種漁港に指定され、本港地区は古くから遠洋・沖合の基地として、南風泊地区は主にフグの水揚げ港として、大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、近年、水産業を取り巻く環境は、漁業生産量の減少、漁業就業者の減少・高齢化、魚価の低迷など、厳しい状況にあります。

山口県下関漁港地方卸売市場（以下、「本市場」という。）も、主幹漁業である沖合底びき網漁業の経営不振による廃業や、沿岸漁業の水揚げ減少により厳しい状況が続いており、下関漁港全体で昭和41年（1966年）には日本一を誇っていた約28万5千トンの年間取扱量は、右肩下がりに減少を続け、令和元年（2019年）には約2万5千トンと最盛期の10分の1程度にまで落ち込んでいます。

こうした中、消費者意識の変化や流通形態の変革、産地間競争の激化に対応し、本市場が水産業拠点としての役割を果たすためには、水産物の集荷、選別、出荷の流通拠点として、水産物の高度衛生管理に対する取組を行う必要がありました。

このような状況を踏まえ、平成25年度（2013年度）に国が「下関地区に係る特定漁港漁場整備事業計画」を策定し、これに基づき「特定漁港漁場整備事業」による高度衛生管理型荷さばき所の整備が進められ、令和3年（2021年）5月に全面供用開始となりました。これにより、県営公設市場である本市場には、引き続き、県民へ安心・安全な生鮮水産物を安定供給するとともに、生産者や漁港関係者にとっても、付加価値が高く競争力のある市場としての役割を果たしていくことがますます期待されています。

このため、県は令和3年（2021年）3月に「山口県下関漁港地方卸売市場経営維持管理計画」（以下、「計画」という。）を策定し、計画の基本方針である生鮮水産物の安定供給、施設の効率的かつ効果的な運用及び持続可能な経営の確立に向け、総合的・計画的に施策を進めてきました。

今般、策定から5年が経過するに当たり、水産業を取り巻く厳しい環境を踏まえこれまでの実績を検証し、計画の中間見直しを行いました。

2 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10か年計画です。

3 事業の概要

（1）沿革

昭和17年（1942年）の漁港完成と同時に下関市営の下関市中央市場が業務を開始しました。しかし、同市場は昭和25年（1950年）には閉鎖され、同年民営の下関漁港市場が市場業務を再開しました。その後、昭和48年（1973年）の漁港拡張工事の完了に伴い、開設者が山口県に移行、県営の公設地方卸売市場となり、現在に至っています。

この間、市場流通を取り巻く環境の変化に対応するため、防風扉施設、活魚施

設、保冷库・冷凍庫施設の整備等、随時市場機能施設の充実を図ってきました。

平成9年度(1997年度)からは、「下関漁港市場施設整備基本計画」に基づき、正面進入路移転、共同集配施設、福利厚生施設、漁港ビル本館南(以下「南棟」という。)を整備しました。南棟では、大型車両にも対応できる買荷積込所の拡充に加え、種々の衛生管理対策施設(天井設備と埋込照明器具、防風扉、紫外線殺菌装置、足洗場・手洗いの集約化等)が講じられました。

平成16年(2004年)12月には、水産分野では全国で初めて国の構造改革特区の認定を受け、漁港施設の民間業者への貸付けにより、卸売業者等が自ら漁港内において施設整備を行う途を開きました。この構造改革特区を活用して、平成17年(2005年)8月から下関唐戸魚市場(株)が卸売業務を開始し、卸売業者は既存の下関中央魚市場(株)との2社体制となりました。

平成26年度(2014年度)からは「特定漁港漁場整備事業」により、本港地区、南風泊地区ともに高度衛生管理が可能な閉鎖型の荷さばき所の整備が進められ、令和3年(2021年)5月に全面供用開始となりました。

なお、下関漁港南風泊地区には、昭和49年(1974年)11月から市営の下関市地方卸売市場南風泊市場が開設されています。

(2) 施設の概要

主な施設は次のとおりです。

<市場の基本施設>

(令和7年(2025年)4月1日現在)

施設名	面積 (m ²)
卸売場	10,339
下関漁港ビル(水産関係事務所)	1,676
南棟2階(水産関係事務所)	3,641
10号上屋(水産倉庫、魚函倉庫等)	631
福利厚生施設	1,500
正門守衛所	16
北門守衛所	20

<市場の機能施設>

施設名	規格	数量
冷凍庫	W5.2×D5.23×H2.7m	4室 103㎡
一次加工室	—	4室 347㎡
保冷室	W5.76×D5.96×H2.7m	11室 330.69㎡
活魚槽（角型）	8 t（4.0×2.0×1.0m）	3槽 24 t
製氷施設	日産100 t	製氷機 25t/日×4基
	貯氷300 t	貯氷庫 150t×2基
廃棄物処理施設	処理能力 90～100kg/時間	廃棄物処理機 1基

(3) 使用料形態

本市場の売上高割使用料及び施設使用料は、山口県使用料手数料条例（昭和31年山口県条例第1号）により定められています。

（令和7年（2025年）4月1日現在）

施設の区分	使用料
卸売場	1月につき卸売業者の地方卸売市場における卸売の金額に1,000分の3を乗じて得た額
荷さばき所	重量10キログラムにつき96銭
製氷施設	製氷量1トンにつき1,314円
会議室	1日につき1,650円の範囲内で知事が定める額
事務室 売店その他の施設	1平方メートル1月につき1,486円の範囲内で知事が定める額

ア 事務室、売店、その他の施設使用料（/㎡・月）

施設の区分		使用料	備考	
下関漁港ビル		事務室	1,486円	
南棟	1階	加工室	1,212円	
		漁港水揚物保管施設 （保冷庫及び冷凍庫）	1,206円	
	2階	事務室	1,337円	
	屋上	駐車場	175円	
10号上屋	1階	物置場	465円	
		倉庫		
福利厚生施設	1階	売店	612円	
		浴室		免除
		倉庫	612円	
	2階	食堂		
		理容所		
	3階	倉庫		
診療所				

イ 会議室使用料

使用時間	使用料
1日	699～1,650円
午前8時30分から午後1時まで、 または午後1時から午後5時まで	349～825円

(4) 事業形態等

法適用の区分	非適用	事業開始年月日	昭和48年(1973年)4月1日
職員数	6人	市場種別区分	地方卸売市場
前回の移転又は再整備年度	—	次回再整備予定年度	—
広域化実施状況	—		
民間活用の状況	ア 民間委託	—	
	イ 指定管理制度	—	
	ウ PPP・PFI	—	

※職員数は、特別会計（下関漁港地方卸売市場費）に計上された人数を記載

4 現在の経営状況と今後の見通し

(1) 市場を取り巻く環境

① 取扱量

近年の水産業を取り巻く環境は、水産資源の減少や魚価の低迷、就業者の減少や高齢化など引き続き厳しい状況にあり、本市場の年間取扱量は沖合底引き網漁業が横ばい状態であるものの、沿岸漁業や搬入物で減少し、取扱量全体は当初計画10,836トンを下回って推移しており、今後も同様の状況が続くと見込まれます。

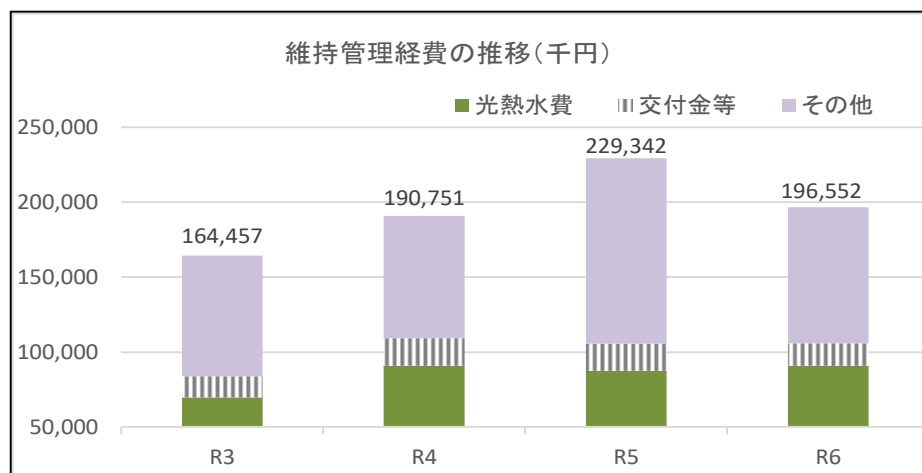
《本市場の年間取扱量等》

年	年間取扱量 (t)							年間取扱金額 (百万円)	(参考) 年間取扱量見込(t) (当初計画策定時)
	以西底びき	沖合底びき	沿岸漁業	搬入物	冷凍魚	その他	合計		
R3	0	3,558	2,002	3,005	273	38	8,875	5,337	10,836
R4	0	3,268	1,696	2,645	152	25	7,786	5,637	10,836
R5	0	3,618	1,611	2,407	178	15	7,828	5,821	10,836
R6	0	3,492	1,780	1,895	317	14	7,499	5,073	10,836

※四捨五入の関係で、内訳と合計が合わない場合がある。

② 施設

平成 25 年度（2013 年度）から一体的に整備してきた高度衛生管理型荷さばき所及び漁港ビル周辺施設については、令和 3 年（2021 年）5 月に全面供用開始されましたが、従前の施設を流用している部分も多いことから、修繕箇所が発生してきています。また、人件費や物件費が高騰していることから維持管理費は増加してきており、今後も、その傾向は続くと思われています。



③ 組織

職員 6 人及び会計年度任用職員 1 人の体制で、本市場の管理業務を行っていますが、市場機能の維持増進や施設の不具合に迅速に対応するため、一層の業務の効率化に取り組む必要があります。

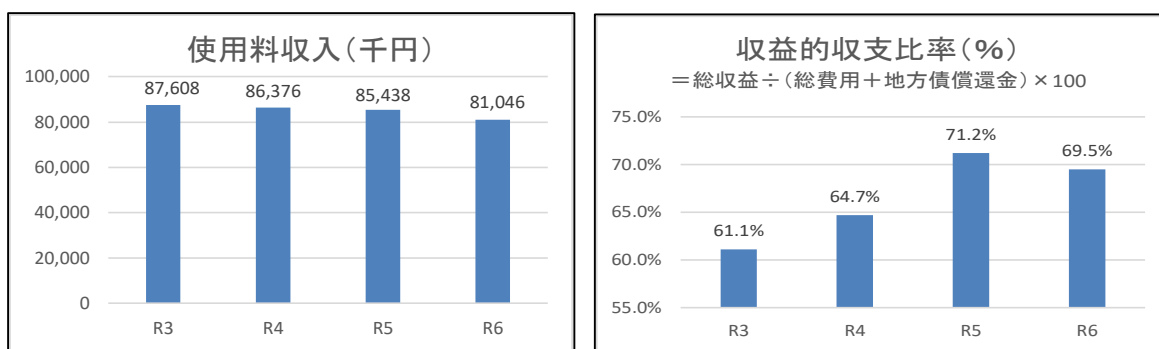
(2) 下関漁港地方卸売市場特別会計

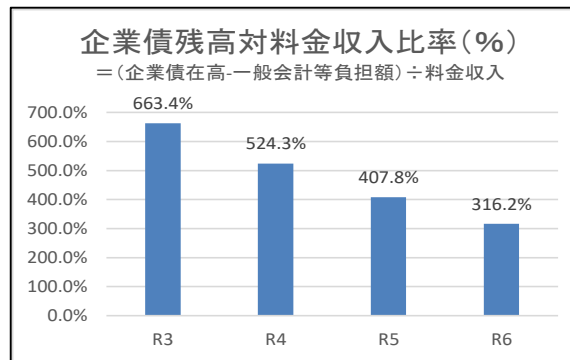
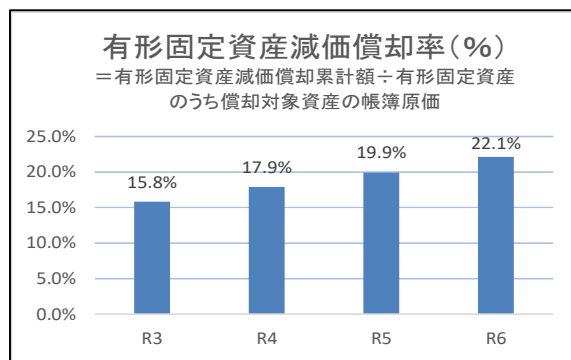
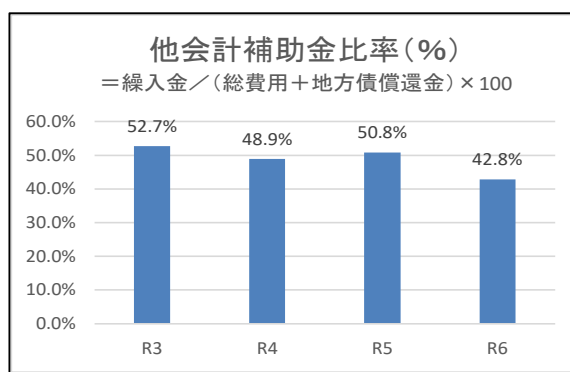
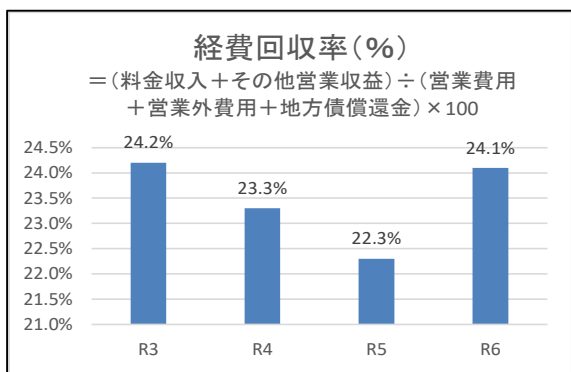
使用料収入は、取扱量の伸び悩みにより、卸売業者の市場における卸売金額に一定の割合を乗じて算出する卸売場使用料収入をはじめ、付随する各種使用料収入の減少が続いており、今後も減少が見込まれます。

収益的収支比率は、企業債の償還が進んだことから、令和 3 年度（2021 年度）から令和 6 年度（2024 年度）で 8.4 ポイント改善しており、今後も改善が見込まれます。

しかしながら、近年の人件費、物件費等高騰の中、委託契約額や施設の定期的な保守点検、突発的な修繕などの経費が増加（P 9 「6 収支計画」令和 6 年度までの実績を参照）しており、今後も支出の増加が見込まれます。

《経営状況の分析》

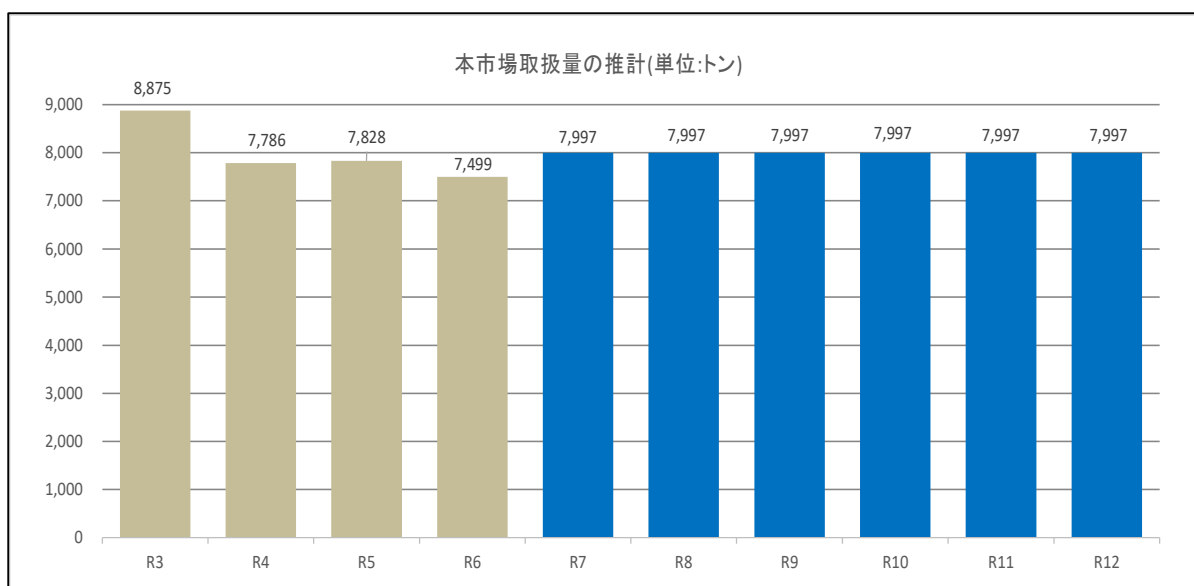




5 経営維持管理の基本方針

(1) 生鮮水産物の安定供給等

本市場が今後も衛生管理の行き届いた、安心・安全な生鮮水産物を安定的に供給するための流通拠点として機能していくため、集荷確保対策のさらなる強化、水産物の品質向上及び販路拡大による価格向上、衛生管理の徹底に引き続き取り組みます。



※R7~R12はR3~6の平均値とした。

(2) 施設の効率的かつ効果的な運用

施設については維持管理費の増加が懸念されますが、市場機能の維持、施設の長寿命化を図るため、引き続き計画的かつ効率的な保守点検、維持管理に努めます。

保守点検に当たっては予防保全の観点に立ち、適切な点検により大がかりな修繕を未然に防止し、修繕費の圧縮と平準化に努めます。

また、業務委託内容の見直しやスマート技術を活用した市場入退場システムの導入等により、その他経費の削減に努めます。

さらに、安定的な使用料収入の確保のため、本市場使用料について昨今の公有財産台帳価格の改定や維持管理経費等の高騰等を踏まえ、令和8年(2026年)4月に以下による単価一部改定を実施し、収入増を目指すとともに、引き続き施設の効率的かつ効果的な運用を図ります。

ア 事務室等使用料

(令和8年(2026年)4月1日～)

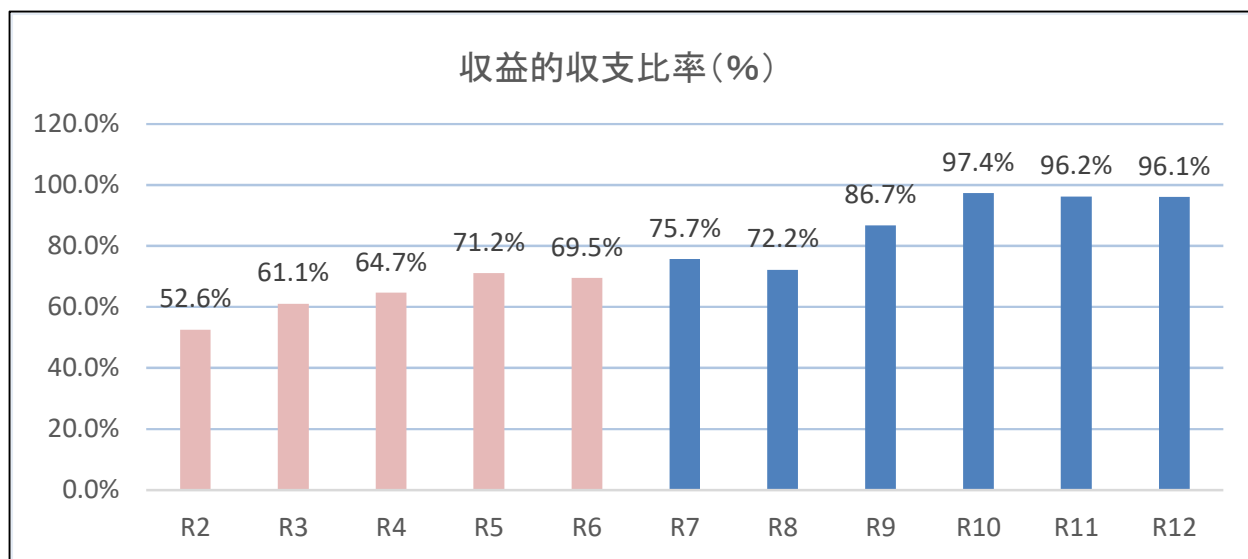
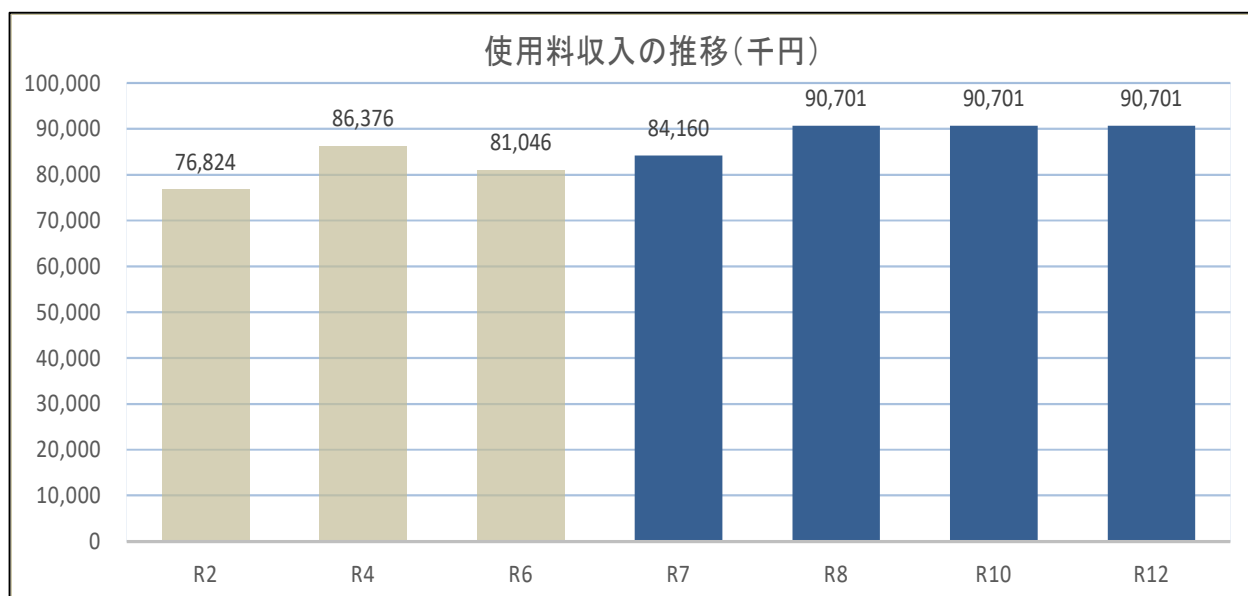
施設の区分			使用料 (／㎡・月)
下関漁港ビル		事務室	1,486円 → 1,658円
南棟	2階	事務室	1,337円 → 1,492円
福利厚生施設	1階	売店	612円 → 569円
		浴室	免除
		倉庫	612円 → 569円
	2階	食堂	
		理容所	
	3階	倉庫	
	診療所		

イ 会議室使用料

使用時間	使用料
1日	699～1,650円 → 785～1,650円
午前8時30分から午後1時まで、 または午後1時から午後5時まで	349～825円 → 392～825円

上記改定により使用料収入や収支状況は以下のように推移することが予想されますが、計画期間内でのさらなる収支改善に引き続き努めます。

《基本方針改定後の見込み》



※収益的収支比率

総収益が総費用に地方債償還金を加えた額をどの程度賄えているかを表す指標。100%を上回ると単年度収支が黒字となる。

(3) 持続可能な経営の確立

以上により、今後の安定的かつ継続的な使用料収入を確保するとともに、維持管理経費の平準化や委託業務の効率化、省人化の検討などによる経費削減等に努めます。こうした不断の業務見直しを通して、実質収支の黒字化による収支均衡を図ることで、本市場特別会計の健全な経営に取り組んでまいります。

6 収支計画

(1) 収支計画

(単位:千円,%)

区 分		年 度													
		H29年度	H30年度	R元年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7(当初)	R8	R9	R10	R11	R12
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	181,265	185,710	188,720	186,425	221,098	240,427	273,081	233,861	239,593	256,488	256,547	256,483	256,452	256,374
	(1) 営 業 収 益 (B)	71,750	70,837	71,938	76,824	87,608	86,376	85,438	81,046	84,160	90,701	90,701	90,701	90,701	90,701
	ア 料 金 収 入	71,750	70,837	71,938	76,824	87,608	86,376	85,438	81,046	84,160	90,701	90,701	90,701	90,701	90,701
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ そ の 他														
	(2) 営 業 外 収 益	109,515	114,873	116,782	109,601	133,490	154,051	187,643	152,815	155,433	165,787	165,846	165,782	165,751	165,673
	ア 他 会 計 繰 入 金	56,684	74,404	79,021	72,424	66,748	70,501	104,374	64,314	71,391	77,126	76,931	76,874	76,851	76,804
	イ そ の 他	52,831	40,469	37,761	37,177	66,742	83,550	83,269	88,501	84,042	88,661	88,915	88,908	88,900	88,869
	2 総 費 用 (D)	185,724	180,805	184,670	183,238	217,447	242,105	278,591	244,185	239,593	256,488	255,646	255,582	255,551	255,473
	(1) 営 業 費 用	172,563	169,669	175,534	175,886	211,968	239,571	277,299	243,497	239,226	256,206	254,919	254,919	254,919	254,919
	ア 職 員 給 与 費	51,604	51,268	53,662	49,786	47,511	48,820	47,957	46,945	55,049	65,041	65,041	65,041	65,041	65,041
	うち 退 職 手 当														
	イ そ の 他	120,959	118,401	121,872	126,100	164,457	190,751	229,342	196,552	184,177	191,165	189,878	189,878	189,878	189,878
	(2) 営 業 外 費 用	13,161	11,136	9,136	7,352	5,479	2,534	1,292	688	367	282	727	663	632	554
ア 支 払 利 息	13,161	11,136	9,136	7,352	5,479	2,534	1,292	688	367	282	727	663	632	554	
うち 一 時 借 入 金 利 息															
うち 資 本 費 平 準 化 債 分															
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	△ 4,459	4,905	4,050	3,187	3,651	△ 1,678	△ 5,510	△ 10,324	0	0	901	901	901	901	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	193,358	195,383	185,012	171,374	144,409	129,215	105,202	92,400	76,703	98,772	40,353	7,625	11,165	11,243
	(1) 地 方 債										30,000				
	うち 資 本 費 平 準 化 債														
	(2) 他 会 計 補 助 金	165,382	167,113	158,307	146,724	123,813	110,963	90,554	79,675	66,334	58,915	35,441	7,625	9,402	9,449
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金														
	(6) 工 事 負 担 金														
	(7) そ の 他	27,976	28,270	26,705	24,650	20,596	18,252	14,648	12,725	10,369	9,857	4,912	0	1,763	1,794
	2 資 本 的 支 出 (G)	193,358	195,383	185,012	171,374	144,409	129,215	105,202	92,400	76,703	98,772	40,353	7,625	11,165	11,243
	(1) 建 設 改 良 費										30,800				
	うち 職 員 給 与 費														
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	193,358	195,383	185,012	171,374	144,409	129,215	105,202	92,400	76,703	67,972	40,353	7,625	11,165	11,243
	うち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金														
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(単位:千円, %)

区 分	年 度		H29年度	H30年度	R元年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	(E)+(I)	(J)	△ 4,459	4,905	4,050	3,187	3,651	△ 1,678	△ 5,510	△ 10,324	0	0	901	901	901	901
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	△ 4,459	4,905	4,050	3,187	3,651	△ 1,678	△ 5,510	△ 10,324	0	0	901	901	901	901
積 立 金	(K)															
前年度からの繰越金	(L)		10,130	5,671	10,576	14,626	17,813	21,464	19,786	14,276	3,952	3,952	3,952	4,853	5,754	6,655
前年度繰上充用金	(M)															
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	5,671	10,576	14,626	17,813	21,464	19,786	14,276	3,952	3,952	3,952	4,853	5,754	6,655	7,556
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)															
実 質 収 支	(N)-(O)	字 (P)	5,671	10,576	14,626	17,813	21,464	19,786	14,276	3,952	3,952	3,952	4,853	5,754	6,655	7,556
赤 字 比 率	(Q)	字 (Q)														
	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$															
収益的収支比率	(A)		48	49	51	53	61	65	71	69	76	79	87	97	96	96
	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$															
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)															
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	71,750	70,837	71,938	76,824	87,608	86,376	85,438	81,046	84,160	90,701	90,701	90,701	90,701	90,701
地方財政法による資金不足の比率	((R)/(S) × 100)															
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(T)															
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)															
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)															
健全化法第22条により算定した資金不足比率	((T)/(V) × 100)															
他会計借入金残高	(W)															
地 方 債 残 高	(X)		1,277,195	1,081,812	896,800	725,426	581,017	451,802	346,600	254,200	177,497	109,525	69,172	61,547	50,382	39,139

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度		H29年度	H30年度	R元年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収益的収支分			56,702	74,403	79,021	72,424	66,748	70,501	104,374	64,314	71,391	77,126	76,931	76,874	76,851	76,804
うち基準内繰入金			58,728	56,828	57,588	56,802	66,590	73,328	84,046	74,033	72,592	77,843	77,680	77,648	77,632	77,593
うち基準外繰入金			△ 2,026	17,575	21,433	15,622	158	△ 2,827	20,328	△ 9,719	△ 1,201	△ 717	△ 749	△ 774	△ 781	△ 789
資本的収支分			165,382	167,113	158,307	146,724	123,813	110,963	90,554	79,675	66,334	58,915	35,441	7,625	9,402	9,449
うち基準内繰入金			96,678	97,692	92,506	85,687	72,205	64,608	52,601	46,200	38,352	33,986	20,177	3,813	5,583	5,622
うち基準外繰入金			68,704	69,421	65,801	61,037	51,608	46,355	37,953	33,475	27,982	24,929	15,264	3,812	3,819	3,827
合 計			222,084	241,516	237,328	219,148	190,561	181,464	194,928	143,989	137,725	136,041	112,372	84,499	86,253	86,253

(2) 収支計画の改定に当たっての説明

下関漁港地方卸売市場特別会計の収支計画（投資・財政計画）を、将来の事業環境に基づき改定しました。

① 収支計画のうち投資についての説明

高度衛生管理型荷さばき所等の整備完了後、今後の計画的かつ効率的な修繕・更新・改修による施設の長寿命化を図ることにより、投資的経費を抑制します。

企業債償還金については、償還表に基づき各年度の所要額を見積りました。

② 収支計画のうち財源についての説明

使用料収入について、令和8年度（2026年度）から事務室等の施設使用料を改定することにより、収入増を見込みました。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

管理運営費や委託料など営業費用については、業務の効率化や省人化等の検討を踏まえ、必要経費を見込みました。

支払利息については、償還表に基づき各年度の所要額を見積りました。

(3) 収支計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

市場関係者等の意見を踏まえ、民間活力の活用などを含め、効率的な事業運営の検討等を行います。また、建物、設備等の改修を予防保全の観点から計画的に実施することで長寿命化を図り、投資の平準化に努めます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

卸売業者等の経営状況や市場の維持管理費などを勘案し、適切な使用料設定に努めるとともに、市場施設が関係者に有効活用されるよう、ソフト対策を含め適切な運用を行うことにより利用率の向上を図り、使用料収入を安定的に確保します。

あわせて経費削減を図ることで、他会計繰入金削減に努めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

業務の効率化等により、人件費の適正化や委託料の見直しを図るなど、固定費削減の取組に努めます。

7 公営企業として実施する必要性

本市場は県内最大の取扱量を誇るとともに、沖合底びき網漁業を主幹漁業とする産地市場として全国的にも主要な水産市場であり、地域経済を支える重要な役割を果たしています。

また、安心・安全な水産物の安定的な供給、公正な価格形成といった公共的機能などの役割や地域の水産振興を図るため、公営企業として実施する必要性があります。

8 経営維持管理計画の事後検証、更新等に関する事項

本計画は10年間ににおける取組方針を示すものですが、市場を取り巻く環境は年々大きく変化していることから、5年毎に検証・評価を行い、10年目には次期計画を策定します。

また、卸売市場の経営に大きく影響を及ぼすような社会経済情勢の変化がある場合は、必要に応じて見直すこととします。



下関漁港地方卸売市場 〒750-0067 山口県下関市大和町1丁目16-1

○山口県農林水産政策課 〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 TEL083-933-3310 FAX083-933-3339

○山口県下関水産振興局 〒750-0067 山口県下関市大和町1丁目16-1 TEL083-266-2141 FAX083-266-2146